四　事業地
　収用の部分　平成十五年関東地方整備局告示第三十四号及び平成二十三年関東地方整備局告示第百三十八号の事業地のうち国分町三丁目を削り、鮎川町一丁目及び三丁目並びに国分町一丁目地内において事業地を変更する。
　使用の部分　平成十五年関東地方整備局告示第三十四号及び平成二十三年関東地方整備局告示第百三十八号の事業地のうち鮎川町一丁目及び三丁目並びに国分町一丁目地内において事業地を変更する。

○関東地方整備局告示第七十五号

　都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。
　平成二十四年三月二十一日　関東地方整備局長　下保　修
一　施行者の名称　茨城県
二　都市計画事業の種類及び名称　平成九年建設省告示第二号水戸・勝田都市計画道路事業三・四・百六十七号赤塚駅北線
三　事業施行期間　自平成九年一月六日至平成二十六年三月三十一日
四　事業地
　収用の部分　変更なし
　使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第七十六号

　都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。
　平成二十四年三月二十一日　関東地方整備局長　下保　修
一　施行者の名称　茨城県
二　都市計画事業の種類及び名称　平成十二年建設省告示第四百七十三号水戸・勝田都市計画道路事業三・三・十六号梅香下千波線
三　事業施行期間　自平成十二年三月十四日至平成二十九年三月三十一日
四　事業地
　収用の部分　変更なし
　使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第七十七号

　都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。
　平成二十四年三月二十一日　関東地方整備局長　下保　修
一　施行者の名称　茨城県
二　都市計画事業の種類及び名称　平成四年建設省告示第千六百七十三号古河・総和都市計画道路事業三・四・八号三国橋大聖院線
三　事業施行期間　自平成四年十月六日至平成二十七年三月三十一日
四　事業地
　収用の部分　変更なし
　使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第七十八号

　住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第五条第一項の規定により、次のように登録住宅性能評価機関の登録をしたので、同法第十条第一項の規定により、公示する。
　平成二十四年三月二十一日　関東地方整備局長　下保　修
(1)　登録年月日　平成二十四年三月二日
(2)　登録番号　関東地方整備局長　27
(3)　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称　株式会社山貴総合鑑定
(4)　住所　東京都練馬区平和台二丁目25番5号
(5)　代表者の氏名　山口　秀起
(6)　登録の区分　住宅の品質確保の促進等に関する法律第七条第二項第二号及び第三号に掲げる住宅の種別に係る住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則（平成十二年建設省令第二十号）第九条第一号から第三号までに定める区分
(7)　評価の業務を行う事務所の所在地　東京都豊島区南池袋二丁目29番12号
(8)　法第十三条の評価員の氏名　山口　剛志、鎌田　満則
(9)　役員の氏名　山口　秀起、山口　勝弘、山口　剛志、松井　俊英
(10)　評価の業務を行う部門の専任の管理者の氏名　山口　剛志
(11)　評価の業務を行う区域　東京都（島しょ部を除く。）、埼玉県、神奈川県、千葉県

○北陸地方整備局告示第二十三号

　都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。
　平成二十四年三月二十一日　北陸地方整備局長　前川　秀和
一　施行者の名称　新潟県
二　都市計画事業の種類及び名称　平成二十一年北陸地方整備局告示第十五号妙高都市計画道路事業三・四・二号石塚加茂線
三　事業施行期間　自平成二十一年二月十九日至平成二十五年三月三十一日
四　事業地
　収用の部分　変更なし
　使用の部分　なし

○北陸地方整備局告示第二十四号

　都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。
　平成二十四年三月二十一日　北陸地方整備局長　前川　秀和